

議案第10号

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
 条例

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 28 年加西市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「尾崎町北条高校前」を「統合中学校・北条高等学校周辺」に改める。

別表第 2 中「

| | | | | | |
|--------------------------------|------------|---|--------------------|-----|-----|
| 尾崎町北条 高校前地区 地区整備計 画区域 | 低層住 宅地区 | (1)住宅 (2)住宅で店舗、事務所 その他これらに類する 用途を兼ねるもののう ち政令第 130 条の 3 に 定めるもの (3)共同住宅又は寄宿舍 (4)近隣住民を対象とし た公民館その他これに 類するもの (5)前各号の建築物に附 属するもの | 200 m ² | 1 m | 10m |
| | 沿道地 区 | (1)住宅 (2)住宅で店舗、事務所 その他これらに類する 用途を兼ねるもののう ち政令第 130 条の 3 に 定めるもの (3)共同住宅又は寄宿舍 (4)法別表第 2 (ろ) の 項第 2 号に掲げるもの (5)近隣住民を対象とし | 200 m ² | 1 m | 10m |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | た公民館その他これに 類するもの (6)診療所 (7)前各号の建築物に附 属するもの | | | |
|--|--|--|--|--|--|

」を「

| | | | | | |
|--|----------|---|---|-----|-----|
| 統合中学校・ 北条高等学 校周辺地区 地区整備計 画区域 | 住宅地 区 | (1)法別表第2 (い) の 項第1号、第2号又は 第3号に掲げるもの (2)店舗、飲食店その他 これらに類するものと して政令第130条の5 の3各号に掲げるもの でその用途に供する部 分の床面積の合計が 300㎡以内のもの (3)自動車車庫(駐輪場 を含む。)でその用途に 供する部分の床面積の 合計が300㎡以内のも の (4)近隣住民を対象とし た公民館その他これに 類するもの (5)バスの停留所の上家 (6)休憩所又は公衆便所 (7)ごみ置場の上家 (8)前各号の建築物に附 属するもの | 180㎡(ア欄 第5号、第6 号又は第7 号に掲げる 用途に供す る建築物の 敷地の場合 を除く。) | 1 m | 10m |
|--|----------|---|---|-----|-----|

| | | | | | |
|--|------|--|--|-----|-----|
| | 沿道地区 | <p>(1)法別表第2 (い) の項第1号、第2号又は第3号に掲げるもの</p> <p>(2)法別表第2 (い) の項第4号、第6号又は第8号に掲げるもの</p> <p>(3)法別表第2 (は) の項第4号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が300 m²以内のもの</p> <p>(4)店舗、飲食店その他これらに類するものとして政令第130条の5の3各号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が300 m²以内のもの</p> <p>(5)自動車車庫（駐輪場を含む。）でその用途に供する部分の床面積の合計が300 m²以内のもの</p> <p>(6)倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が300 m²以内のもの（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>(7)事務所でその用途に供する部分の床面積の</p> | 180 m ² （ア欄第9号、第10号又は第11号に掲げる用途に供する建築物の敷地の場合を除く。） | 1 m | 10m |
|--|------|--|--|-----|-----|

| | | | | | |
|--------|---|--|--|------------|--|
| | | <p>合計が 300 m²以内のもの</p> <p>(8)近隣住民を対象とした公民館その他これに類するもの</p> <p>(9)バスの停留所の上家</p> <p>(10)休憩所又は公衆便所</p> <p>(11)ごみ置場の上家</p> <p>(12)前各号の建築物に附属するもの</p> | | | |
| 学校施設地区 | <p>(1)法別表第2 (い) の項第4号に掲げるもの</p> <p>(2)法別表第2 (は) の項第2号に掲げるもの</p> <p>(3)法別表第2 (は) の項第5号に掲げるもの</p> <p>(4)自動車車庫 (駐輪場を含む。)</p> <p>(5)倉庫 (倉庫業を営むものを除く。)</p> <p>(6)事務所</p> <p>(7)バスの停留所の上家</p> <p>(8)休憩所又は公衆便所</p> <p>(9)ごみ置場の上家</p> <p>(10)前各号の建築物に附属するもの</p> | <p>180 m² (ア欄第7号、第8号又は第9号に掲げる用途に供する建築物の敷地の場合を除く。)</p> | <p>1 m (敷地面積が1,000 m²以上のものに限り。)</p> | <p>31m</p> | |

」に改める。

附 則

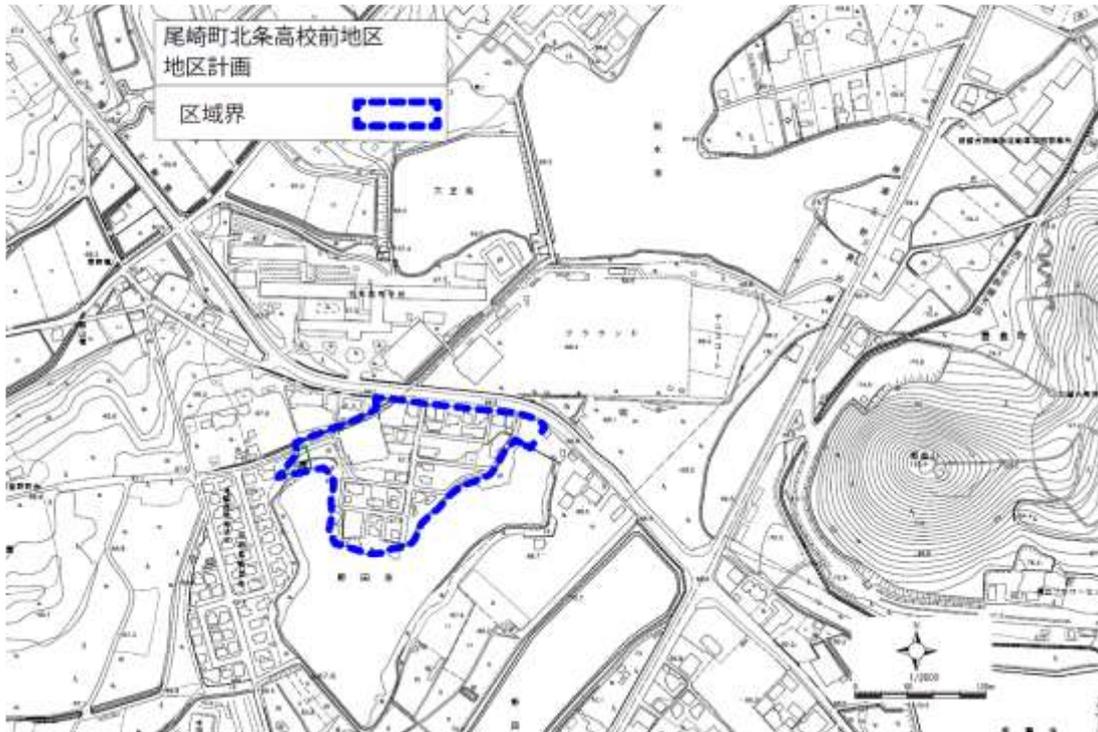
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(審議資料)

加西市の教育における諸課題に対応する統合中学校を整備するため、「尾崎町北条高校前地区地区計画」に学校施設地区を追加し、地区計画の名称を「統合中学校・北条高等学校周辺地区地区計画」に変更すること等に伴い、所要の改正を行うもの。（後掲参照）

【区域図】

変更前



変更後

